

令和元年決算特別委員会・工業用水同事業会計 開催状況（企業局所管）

開催年月日 令和元年11月8日
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 公営企業管理者、企業局長、企業局次長、
 工業用水道課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 工業用水道事業会計について</p> <p>(一) 平成30年度決算について</p> <p>(宮川委員)</p> <p>工業用水事業会計についてであります。</p> <p>2018年度決算について、未処理欠損金、及び一般会計繰入の金額をお示してください。</p> <p>また、これまでの一般会計繰入の総額はいくらになるのか、内訳はどのようなものがあるのかをお示してください。</p> <p>(二) JXTGに関する問題について</p> <p>1 JXTGの使用水量などについて</p> <p>(宮川委員)</p> <p>苫東も石狩も非常に厳しいということでもありますけれども、室蘭、JXTGの事業の経過及び使用水量の推移について明らかにしてください。</p>	<p>(工業用水道課長)</p> <p>平成30年度決算についてであります。平成30年度決算における未処理欠損金は約80億9千万円、一般会計からの繰入金は約5億1千万円であり、これまでの総額は約347億8千万円となっているところでございます。</p> <p>その内訳は、未稼働資産整理のための企業債の償還に対する補助金が約185億5千万円、石狩工水における地下水からの水源転換に対する補助金が約42億4千万円、ダム建設に係る利水者負担金に対する出資金が約12億円、苫東工水などの建設事業に対する出資金が約62億6千万円、長期借入金が約45億3千万円となっているところでございます。</p> <p>(工業用水道課長)</p> <p>JXTGの使用水量などについてでございますが、JXTGエネルギー株式会社に対しては、室蘭地区において石油精製や石油製品製造などに使用するため、昭和47年度から日量6,200トンの供給を開始し、その後、事業規模の拡大に伴いまして契約水量も段階的に増加し、平成16年度から日量28,550トンを提供しているところでございます。</p> <p>このような中、同社は平成26年に室蘭地区において石油精製を停止、本年3月には、石油製品の製造も停止し、物流拠点として操業しているところであり、契約水量の変更はございませんが、使用水量は、4月以降段階的に減少し、10月末現在、前年の2割弱となっているところでございます。以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 J X T Gとの今後の契約について</p> <p>(宮川委員) 実際の使用水量は2割弱まで減ったということですが、来年度の使用水量の大幅な減少が見込まれますけれども、どのような契約になりますか。契約の解消ということもあり得るものと考えておりますか、伺います。</p> <p>3 室蘭工水の経営について</p> <p>(宮川委員) 確認中ということですが、契約変更により料金収入が減少することになった場合の対応はどのように考えていらっしゃるか。 室蘭工水における料金改定も想定されているのか。その場合は、契約者との合意形成が必要になると考えますけれども、いかがですか。</p> <p>(三) ダム建設に係る利水者負担金に対する出資金について</p> <p>(宮川委員) 検証中ということなので、次の質問に移って行きますけれども、一般会計繰入金の中に「ダム建設に係る利水負担金に対する出資金」とありますけれども、これはどういうものですか、これまでの総額は幾らになるのか明らかにしてください。</p> <p>(宮川委員)【指摘】 新桂沢ダムとぼんべつダムの確保水量を縮小したために、333億円の損失を発生させたという経緯があります。 それでも石狩工水の契約率は、37.2%と低い現状であります。 ダムに対するアロケーションは1.2%だそうですが、現状ではそれも必要な量とは言えない筈であります。 今後、契約者を増やす努力を一層強める必要があると、言うことを指摘をして次の質問に移ります。</p>	<p>(工業用水道課長) J X T Gへの供給についてではありますが、工業用水の使用水量の変更につきましては、企業からの申込みに基づき、変更を決定し、通知をしているところでございます。 同社からはこれまで、物流拠点となった後の水使用について相談を受けており、現在、使用目的や水量などについて確認を行っているところでございます。以上です。</p> <p>(企業局長) 室蘭工水の経営への影響についてではありますが、同社は、室蘭工水の契約水量の26.5パーセントを占める大口ユーザーであり、その動向は、室蘭工水の経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、慎重に対応する必要があると認識しております。 このため企業局におきましては、これまで安定経営を続けてきた室蘭工水において料金や経営が今後とも維持されるよう、将来の収支見通しなどの検証を進めているところでございます。</p> <p>(工業用水道課長) ダム建設に対する出資金についてではありますが、石狩工水では、国が建設を進めております新桂沢と三笠ぼんべつダムを水源として工業用水を供給することとしているところでございます。 企業局は、ダムを使用する事業者、いわゆる利水者といったしまして、法の規定に基づきダムの建設費の1.2パーセントを負担することとなっており、企業局が負担する建設費に対し、一般会計が出資を行っているところでございます。 また、これまでの総額ですが、平成30年度までの出資の総額は約12億円であります。 以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 地下水からの水源転換に対する補助金について</p> <p>(宮川委員)</p> <p>さらに、一般会計からの繰入金の中に、「地下水からの水源転換分に対する補助金」というのがあります。</p> <p>これはどういうものか、補助の目的、期間、これまでの補助金総額と最終的に補助金総額はいくらになるのかお示してください。</p> <p>また、これには国の財政支援があるのか、この補助金の法的根拠と併せて伺います。</p>	<p>(工業用水道課長)</p> <p>水源転換に対する補助金についてでございますが、石狩工水は、地域における産業基盤の整備のほか、地盤沈下防止を目的に建設されましたことから、環境保全に要する経費への助成として、建設事業費に対する企業債の元金に補助を受けており、償還が終了する令和9年度までの予定となっているところでございます。</p> <p>平成30年度までの補助の総額は約4.2億円であり、今後の予定額約1.7億円と合わせて、総額約5.9億円となる見込みでございます。</p> <p>この補助は、地方公営企業法第17条の3の災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には一般会計又は他の特別会計から企業会計に補助をすることができるとの規定に基づき行われているものであり、国からの財政支援はないものであります。</p> <p>以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(再質)</p> <p>(宮川委員)</p> <p>補助金の交付申請書に、補助金の目的または主旨と言う欄がありますが、そこには地下水からダムを水源とする工業用水への水源転換見合いに対して、企業会計として事業の収支均衡が図れるように補助を行うというように書かれています。</p> <p>それで、22年間の長期に渡り約59億円を道の単費で出しているということでもあります。</p> <p>法的には、地方公営企業法第17条の3ということがありました。</p> <p>災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には補助することが出来るという規定ではありますが、地下水からの水源転換は災害復旧ではありません。</p> <p>そうですね、ですからその他特別の理由ということになります。</p> <p>それでは、ここでいうその他特別の理由とはどういうものがあるのかという事ですけれども、今ここにですね、地方財務協会出版の地方公営企業法逐条解説という本を持って来ています。</p> <p>この中には、その特別な理由というのは、こういうことだと書いてあります。特別な理由とは、災害に準ずるような、災害の場合と同程度の合理的理由がある場合のみが、ここにいう特別な理由に該当すると解されるべきものであると、非能率な経営のために生じた赤字に対して、漫然と補助するというようなことが認められない事は言うまでも無いと、こういう解説がここではなされています。</p> <p>もし違う解釈だと、この解釈が違うということであれば、どうぞ、その違う解釈というのをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>こういう観点からすれば、収支均衡が図れるように補助するという事になります。つまり収支均衡が図れるようにというのは、言い換えれば赤字の穴埋めのためという事です。</p> <p>赤字の穴埋めのために、補助するという事は認められません。</p> <p>一般会計からの借入が認められているだけであって、その場合の補助は認められておりません。</p> <p>もし、地下水から水道に転換すれば地盤沈下を防止できると言う事を理由に、一般会計補助が認められるならば、川の水を使っていたところは別ですけれども、それ以外は水道を布設さえすれば、一般会計から水道の会計に全部補助していいですよと、いう事になるでしょ。</p> <p>だとすれば、これはとても災害に準ずるようなものとはいえません。</p> <p>本道以外に地下水からの転換を理由に、一般会計から水道の会計に補助金を出している、などということは今まで聞いたことはありません。</p> <p>つまり、この補助金の本質は、地下水云々ではなくて、企業会計としての事業の収支均衡を図る。</p> <p>つまり、赤字の穴埋めを図るための補助金ということが本質では無いですか。</p> <p>ご答弁を伺います。</p>	<p>(企業局次長)</p> <p>補助金の考え方についてであります。公営企業は、受益者負担の考え方に基づき、事業運営に要する経費を料金収入でまかなうことを原則としておりますが、石狩工水における水源転換に対する経費は環境保全を目的としたものであることから、ユーザーに負担していただくのではなく、一般会計が石狩工水の建設事業費に対する企業債の元利に補助を行うことにより企業会計として収支均衡が計られるよう、補助が行われているものと考えているところでございます。以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(再々質)</p> <p>(宮川委員) 環境保全を目的としたと、おっしゃいましたので、つまりそれは、地下水をく汲み上げたら地盤沈下するから、ということだと思うんですが、水道を使用していた企業などが、一般には、水道料金の負担を避けるために井戸を掘って、地下水を利用することになって、それで、水道の方としては収入は確保できなくなって困っているということは、これ全国各地でおきています。 企業に・・・、企業というのは民間企業などの契約者という意味ですよ、水道利用者という意味です。 水道利用者に水道を使い続けてもらうために、水道料金負担を緩和するということが、適切かどうかは別としてですね、理屈としては私は成り立つなというふうに思います。 その場合は、民間企業などの契約者への補助をするという考え方になりますけれども、地下水からの転換、すなわち工業用水を使うために、水道事業者に補助金を出すすと、こんな話は聞いたことがありません。 本道以外にこのような補助金を出しているところはありますか、そうですね？ 国もこのような補助金は想定していないから、だから、国の補助メニューもないんですよ。 先ほどご紹介した、この地方財務協会の地方公営企業法逐条解説でいうところの赤字に対する漫然とした補助であり、本来一般会計から借入をしなくてはならないものを、赤字と借金を圧縮するために、地下水転換、環境政策を装った補助金だというのが本質ではないですか？管理者の見解を伺います。</p> <p>(宮川委員)【指摘】 これで終わりにしますけれども、同様の補助金を出している県はどこにもないと思われまます。 国の補助メニューもありません。 水源転換として、工業用水道事業者に補助する理屈も成り立たない、考えられることは、事業の収支均衡、つまり赤字補填だけであり、法的合理性に疑問があるということは繰り返し指摘して質問を終わります。 ありがとうございます。</p>	<p>(公営企業管理者) 補助金の考え方についてのお尋ねでございます。 水源転換に対する経費につきましては、ただいま申し上げましたが地下水の汲み上げによる地盤沈下ですとか、海水の浸潤を防ぐ、こういった、地域全体に影響する、あるいは被害を及ぼす恐れ、そういった環境問題に対応するものでございます。 従いまして、こうした経費を個々のユーザーに負担を求め、あるいはそれに支援をするというやり方ではなく、一般会計が石狩工水の供給基盤を整備する際に用いました、企業債の元金の償還に補助を行うことによりまして、企業会計として収支均衡を図り、料金の抑制を図る、こういった目的で補助が行われているものと考えております。 今後とも企業局といたしましては、ユーザーの方々が生産性を高め、環境負荷の軽減を図っていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。</p>